

## 役員等報酬規程

(社会福祉法人遠淡海会)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠淡海会定款第8条、第21条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び相談役と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員業務を行うために本法人の事業所に勤務する役員で、週5日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当、宿泊費）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与、退職慰労金及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 賞与については別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表第3に定める額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程の通勤手当に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第4に定める額とする。

(役員等の報酬等の総支給額の上限)

第6条 役員等に支給する報酬等の各年度支給総額の上限については、別表第5に定める額とする。

(職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第8条 役員等が、その職務を行うために出張した時は、職員旅費規程に基づき施設長の旅費（交通費、日当、宿泊費）に相当する額を支給する。

ただし、施設長等の職員が役員等を兼ねる場合は役員としての旅費は支給しない。

2 費用弁償に関し前項に定めのない事項については、職員旅費規程の定めるところによる。

(報酬等の支給方法等)

第9条 役員等の報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給日及び控除すべき金額については、職員給与規程に準ずるものとする。

(公表)

第10条 本法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については職員給与規程を準用するとともに、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額 (月額)
理事長	500,000円～600,000円
業務執行理事	450,000円～550,000円
理事	400,000円～500,000円

※常勤役員には、上記の報酬及び通勤手当の他、他の手当は支給しない。

別表2 (常勤役員の賞与)

支給月	支給月数 (支給割合)
職員給与規程に準ずる。 年3回 (6月、12月、3月)	報酬月額×支給月数 支給月数は、職員給与規程に準ずる支給月数 (支給割合)

別表3（常勤役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数（1.0～2.0）
-------------------------

※上記在任年数は1年単位とし、端数は切り捨てる。

※係数については、評議員会で定めた数字とする。

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

業務区分	日額
評議員会への出席	5,000円（税金を除いた額）
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤並びに法人が必要とする研修・会議等への参加	5,000円（税金を除いた額）

(2) 理事

業務区分	日額
理事会及び評議員会への出席	5,000円（税金を除いた額）
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤並びに法人が必要とする研修・会議等への参加	5,000円（税金を除いた額）

※理事長、業務執行理事及び理事が上記区分の業務のほか、常勤役員とほぼ同じ内容の業務に従事する非常勤役員として勤務する場合は、常勤役員の報酬月額を勤務日数に応じて按分した額を月額報酬として支給する。

(3) 監事

業務区分	日額
理事会、評議員会及び監事監査等への出席	5,000円（税金を除いた額）
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤並びに法人が必要とする研修・会議等への参加	5,000円（税金を除いた額）

(4) 相談役

業務区分	日額
理事会及び評議員会への出席	5,000円（税金を除いた額）
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤並びに法人が必要とする研修・会議等への参加	5,000円（税金を除いた額）

別表5（役員等全員の報酬等の各年度の総支給額（報酬、賞与及び通勤手当を含む。）の上限

役職名	各年度の総支給額の上限
理事	19,000,000円
監事	500,000円を超えない額
相談役	300,000円を超えない額